

筑西広域市町村圏事務組合が構成市から受ける派遣職員に関する規程

昭和 56 年 11 月 1 日

訓令第 9 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日訓令第 9 号

平成 19 年 3 月 29 日訓令第 1 号

平成 31 年 4 月 1 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が規約に定める事業を執行するに当たり、特別の必要があると認めて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、構成市から職員の派遣を受ける場合において必要な事項を定めるものとする。

(派遣期間)

第 2 条 この規程に基づいて行われる職員の派遣期間は、協定書に定める期間とする。

(派遣職員の身分の取扱い)

第 3 条 この規程による派遣職員は、原則として双方の自治体の職員の定数に含むものとし、その身分取扱いは、その者が現に与えられている条件を保障するものとする。

(協定書の作成)

第 4 条 前項の派遣職員の身分の取扱い等に関しては、この規程に従って、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 25 第 3 項の規定に基づく別表第 1 の協定書並びに別表第 2 の覚書を作成するものとする。

2 構成市からの要請により、前項の協定書によりがたい場合は、構成市の規程等に基づく様式又はその他の様式をこれに代えて協定書とすることができる。

3 前項の規定を適用し協定書を作成した場合は、別表第 2 の覚書を省略することができる。附 則（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、既に派遣されている職員については、この訓令により派遣されたものとして取扱う。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日訓令第 1 号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

協 定 書

市町村長〇〇（以下「甲」という。）と筑西広域市町村圏事務組合管理者〇〇（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づく職員の派遣に関し、次のとおり協定する。

（職員の派遣）

第1条 甲は、乙の求めに応じ筑西広域市町村圏事務組合に職員（以下「派遣職員」という。）を派遣する。

2 前項に規定する派遣職員の人員は、甲、乙協議のうえ定める。

（派遣期間）

第2条 甲が、その職員を乙に派遣する期間は次のとおりとする。ただし、甲乙双方協議のうえ派遣職員の同意を得てその期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

年 月 日から 年間
年 月 日まで

（給与及び旅費）

第3条 派遣職員の給与（退職手当を除く。）は、〇〇市（町村）職員の給与に関する条例に基づき乙において直接派遣職員に支給するものとする。

2 前項に掲げる給与に相当するもの以外の給与については、乙は派遣職員に対し乙の職員として受けるべき種類及び額の給与を支給するものとする。

3 乙は、派遣職員に対し、乙の職員として受けるべき額の旅費を支給するものとする。

4 前3項の給与及び旅費の支給方法については、乙の職員の例による。

（昇給手続）

第4条 派遣職員の昇給、昇格については甲が発令したときは、速やかに乙にその旨を連絡する。

（服務）

第5条 乙は、派遣職員の服務につき、服務に関する法令又は乙において定立する服務に関する条例、規則及び訓令の規定を適用することができる。

2 前項に規定する派遣職員の服務に関する法令の規定する場合において甲における服務に関する法令の規定の適用との間に矛盾が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（勤務時間）

第6条 派遣職員の勤務時間は、特別に定めのあるものを除き、乙において定める勤務時間とする。

(分限及び懲戒)

第7条 乙は、派遣職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条及び第29条に規定する分限又は懲戒処分に該当する事由に至ったときは、速やかに甲に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、甲は当該事由に基づいて分限処分又は懲戒処分を行うものとする。

(共済負担金等)

第8条 派遣職員に係る地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条に定める費用、退職手当負担金及び公務災害補償基金負担金の負担は、乙において行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定める事項又はこの協定書に定めがないものについて疑義が生じた場合は、甲、乙双方協議のうえ定めるところによるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

年 月 日

甲 市町村長

乙 筑西広域市町村圏事務組合
管理者

覚 書

市町村長〇〇（以下「甲」という。）と筑西広域市町村圏事務組合管理者〇〇（以下「乙」という。）との間で 年 月 日に協定した職員の派遣について、甲と乙との間に次のとおり覚書を交換する。

第1条 甲が乙に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の職名、氏名及び給与等は次のとおりである。

職 名	
氏 名	
給 与	
	給 料
	通勤手当
	住居手当
	扶養手当
	〇〇手当

第2条 派遣職員の派遣の始期は、 年 月 日からとし、終期は、甲、乙協議のうえ決定する。

第3条 乙は、派遣職員を乙の職員に併せて任命するものとする。この場合において、乙は、甲に任命事項を通知するものとする。

配置期間及び派遣職員の身分取扱い等に異動が生じた時も同様とする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

甲 市町村長

乙 筑西広域市町村圏事務組合
管理者